

○大府市広告入り事務用共通封筒の無償提供に関する 取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大府市が使用する広告入り事務用共通封筒（以下「共通封筒」という。）の無償提供に関し、大府市有料広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領における用語の意義は、要綱の例による。

(共通封筒の規格等)

第3条 共通封筒の規格等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 規格及び数量

角形2号を1万枚及び長形3号を2万枚（料金後納表示無し）

(2) 材質 クラフト紙（紙厚は角形2号を85 g/m²、長形3号を70 g/m²、古紙パルプ配合率は40%以上とする。）

(3) 広告掲置 共通封筒の裏面

(4) 広告掲載の面積 共通封筒の裏面の80%以下

(5) その他

ア 共通封筒の仕様は、別紙のとおりとする。

イ 広告掲載箇所（前号の面積の部分という。）の配色は任意とし、それ以外の箇所は1色刷りとする。

(共通封筒の用途)

第4条 共通封筒の用途は、市民、企業、公共団体等への公文書の送付及び返信用封筒、会議等での資料入れ等とする。

(使用期間)

第5条 共通封筒の使用期間は、納入された共通封筒が無くなるまでとする。

(申込者の募集)

第6条 申込者は、広告取扱業務を営む法人のみを対象とし、その募集はウェブサイトにより行うものとする。

(受付場所及び受付時間)

第7条 申込みの受付場所は大府市役所行政管理課（以下「行政管理課」という。）窓口とし、受付時間は午前9時00分から午後5時00分まで（土、日及び祝日を除く。）とする。ただし、水曜日については午前9時00分から午後7時30分までとする。

(申込書の提出方法)

第8条 要綱第6条に規定する広告掲載等申込書の提出方法については、前条の受付場所への持参又は郵送とし、ファクシミリ、メール等による提出は一切受け付けないものとする。

(募集期間)

第9条 申込者の募集期間は、令和7年8月4日（月）から令和7年9月1日（月）までとする。ただし、郵送による場合は必着とする。

（共通封筒の原稿作成及び提出）

第10条 広告掲載者は、共通封筒の原稿を作成し、令和7年10月10日（金）午後5時00分までに行政管理課に提出するものとする。

（共通封筒の納入）

第11条 広告掲載者は、共通封筒を令和7年12月12日（金）までに行政管理課が指示する場所に納入しなければならない。

（注意事項）

第12条 広告掲載者は、広告掲載を依頼する者（以下「広告主」という。）を募集する場合において、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるかのような誤解を受けることがないように配慮しなければならない。

2 広告掲載者は、共通封筒の広告内容、色又は形状その他の仕様について事前に市と協議し、市の承諾を受けた後に作成しなければならない。

3 広告掲載者は、広告主の応募がない場合その他の広告掲載ができない場合においても、自らの責任において第3条に規定する規格等を満たした共通封筒を納入しなければならない。

（経費の負担）

第13条 共通封筒の作成から納入までのすべての経費は、広告掲載者が負担しなければならない。

（掲載する広告に関する対応）

第14条 共通封筒の内容に関する苦情その他の問題が発生した場合は、広告掲載者がその一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。

（代替品の納品）

第15条 市及び広告掲載者は、使用中の共通封筒の広告内容及び広告主に問題が生じた場合は、速やかに相互に通知するとともに、広告掲載者は、当該共通封筒を回収し、第3条に規定する規格等を満たした代替の共通封筒を無償で納入しなければならない。

（広告掲載等の取消し）

第16条 要綱第11条の規定により広告掲載等の決定を取り消した場合において、市は広告掲載者に対し、その賠償の責めを負わない。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年9月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 10 月 16 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 8 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 8 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 7 月 31 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 10 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 10 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 8 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 8 月 4 日から施行する。